



No,41 内原  
消火栓番号42066



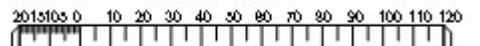
きのくに線

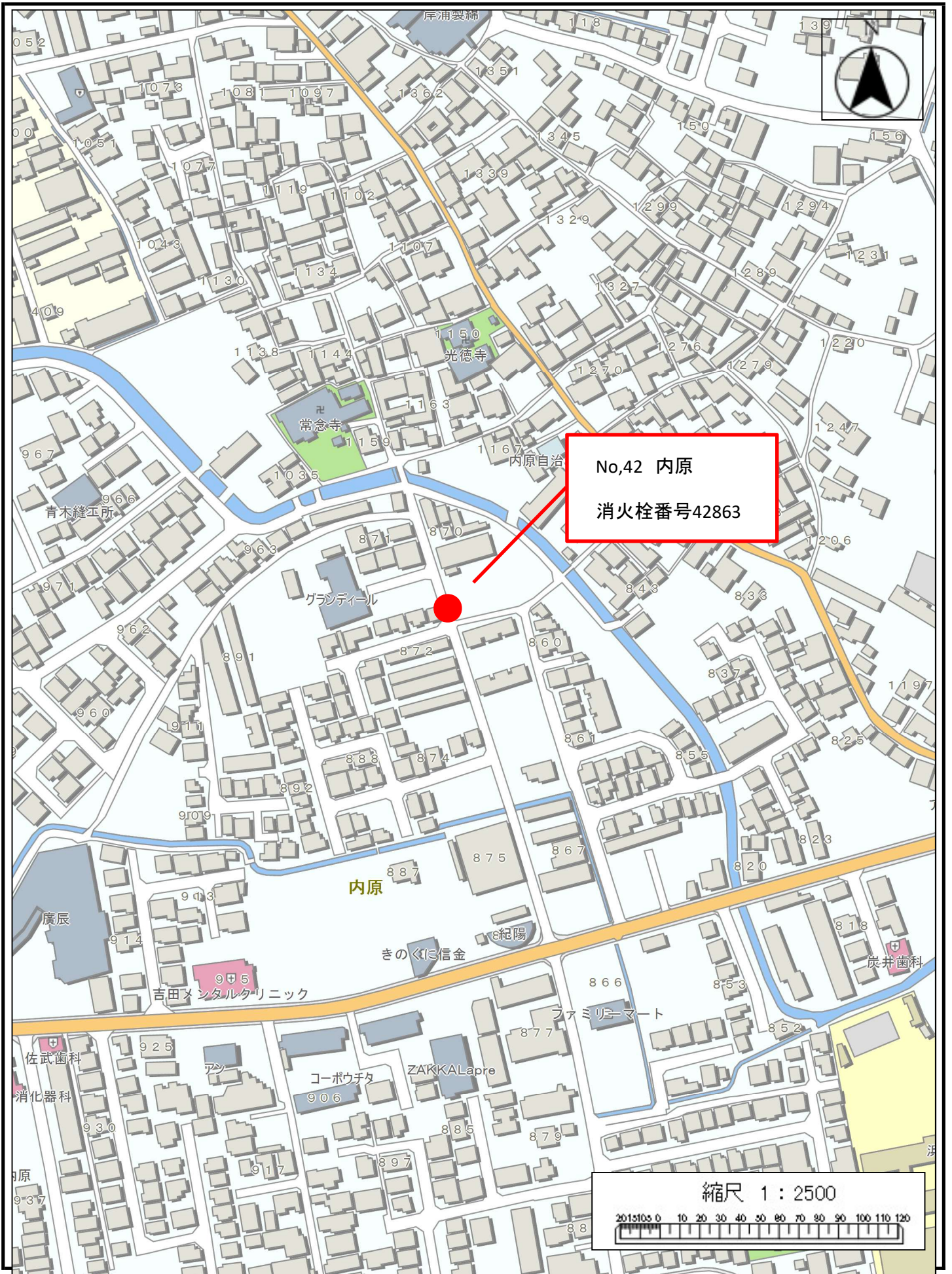
ココ・コーポトラスジャパン

仙台銘板

大山

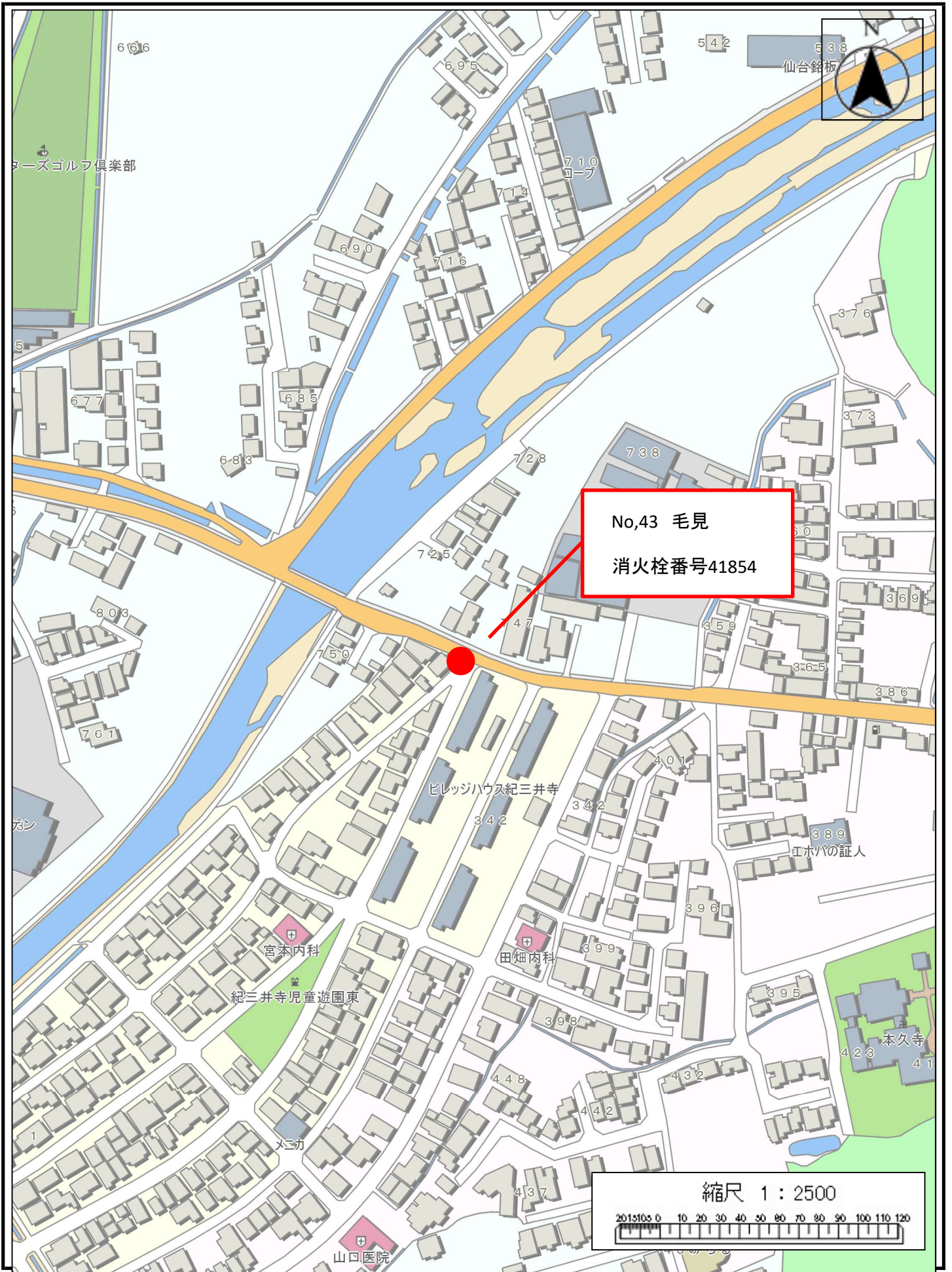
縮尺 1 : 2500





No.42 内原  
消火栓番号42863





No,43 毛見  
消火栓番号41854



名  
草  
ノ  
浜

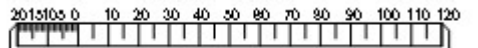


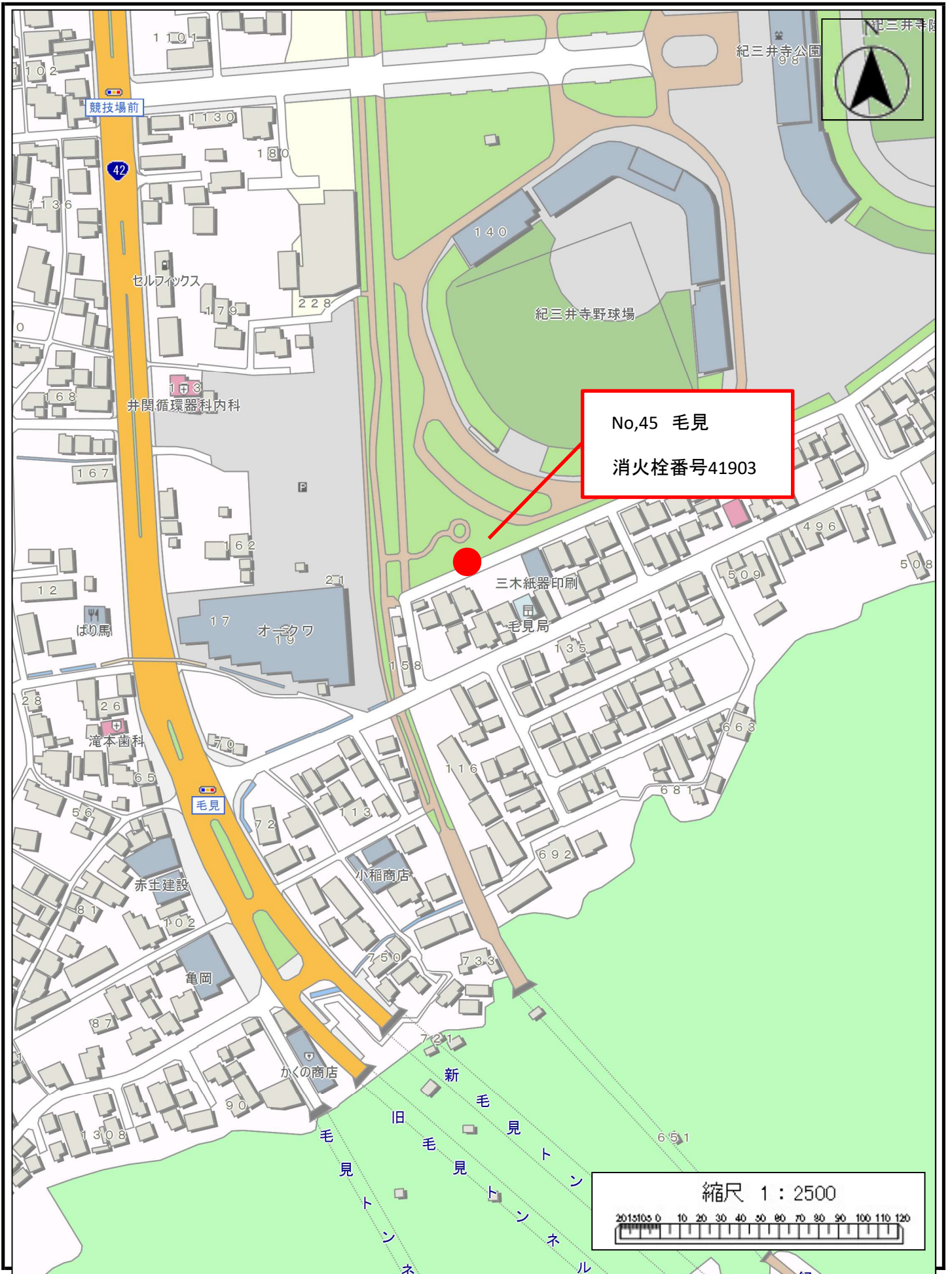
No,44 毛見  
消火栓番号42287

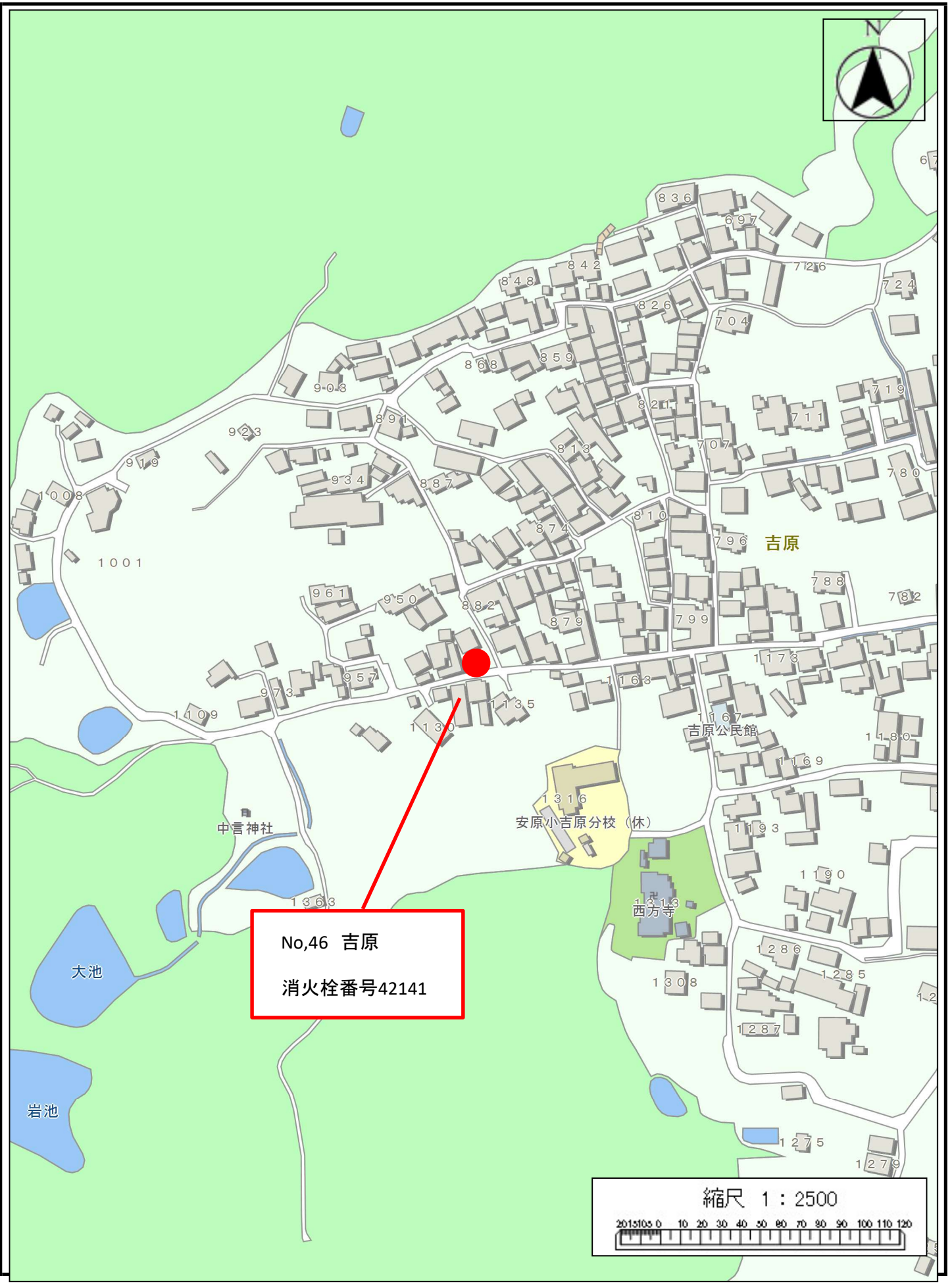
浜の宮海水浴場

毛見出荷組合

縮尺 1 : 2500

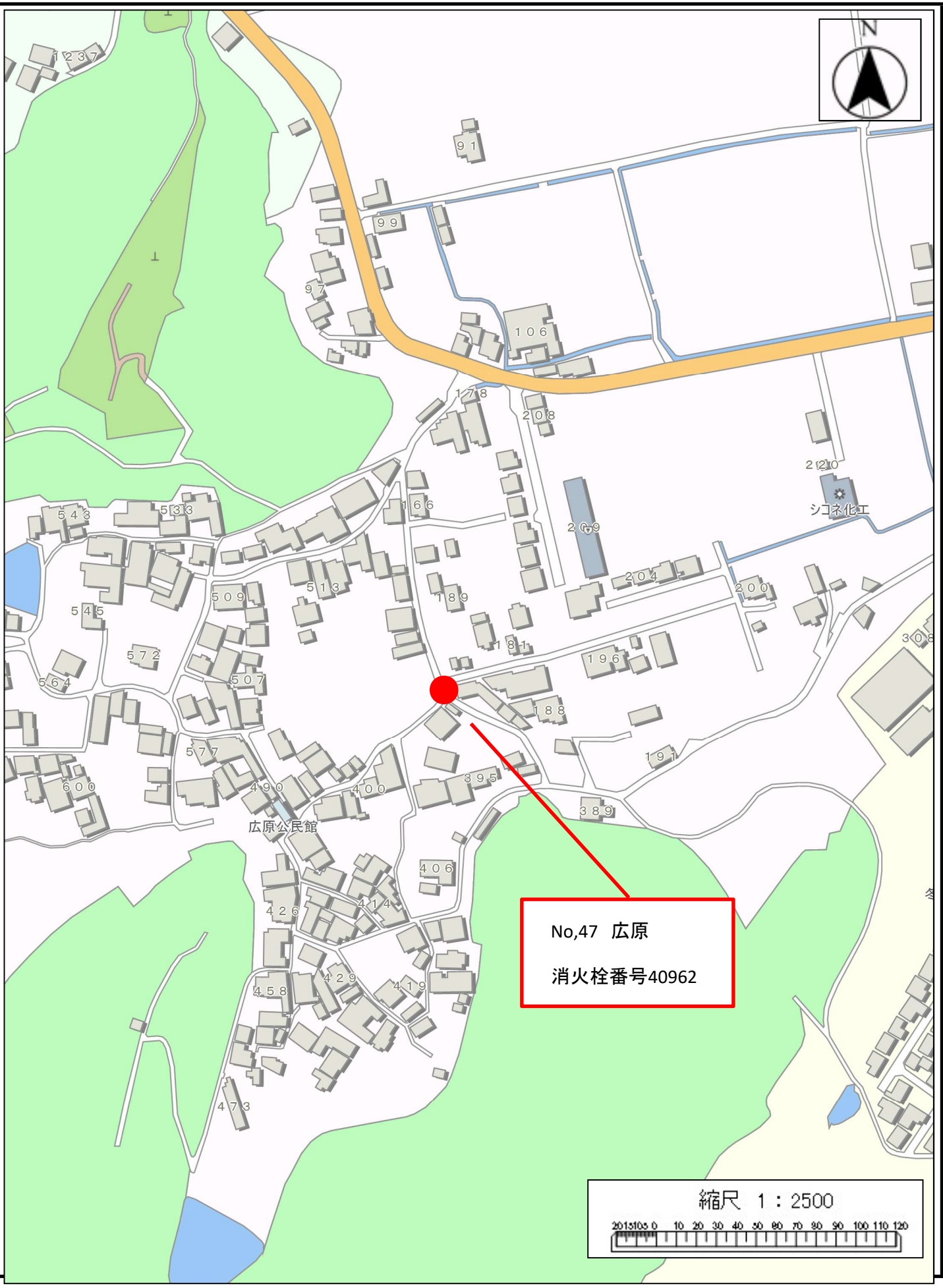
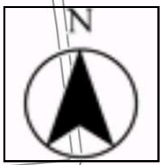






No,46 吉原  
消火栓番号42141





No,47 広原  
消火栓番号40962





No,48 雑賀崎  
消火栓番号41860

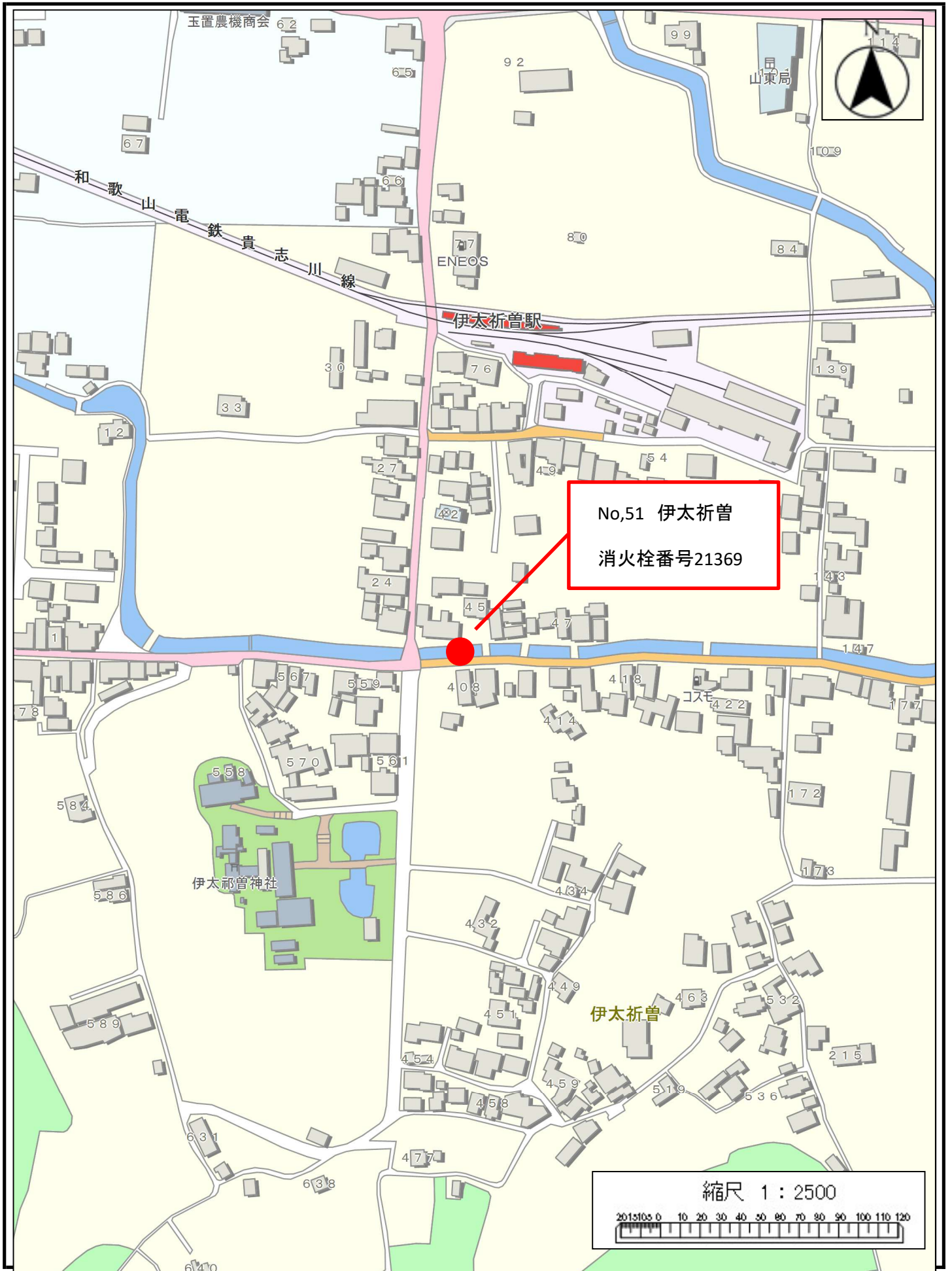






No,50 田野  
消火栓番号40851

縮尺 1 : 2500  
20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120



No,51 伊太祈曾  
消火栓番号21369





永山

永山跨線橋

葉善寺

永山自治会館

No,52 永山  
消火栓番号21516

縮尺 1 : 2500





63  
みなみ工房

122

120

545

554

542

536

537

117

4

523

観福寺

526

10

527

光澤寺

521

5

中池

483

512

510

506

488

500

496

30

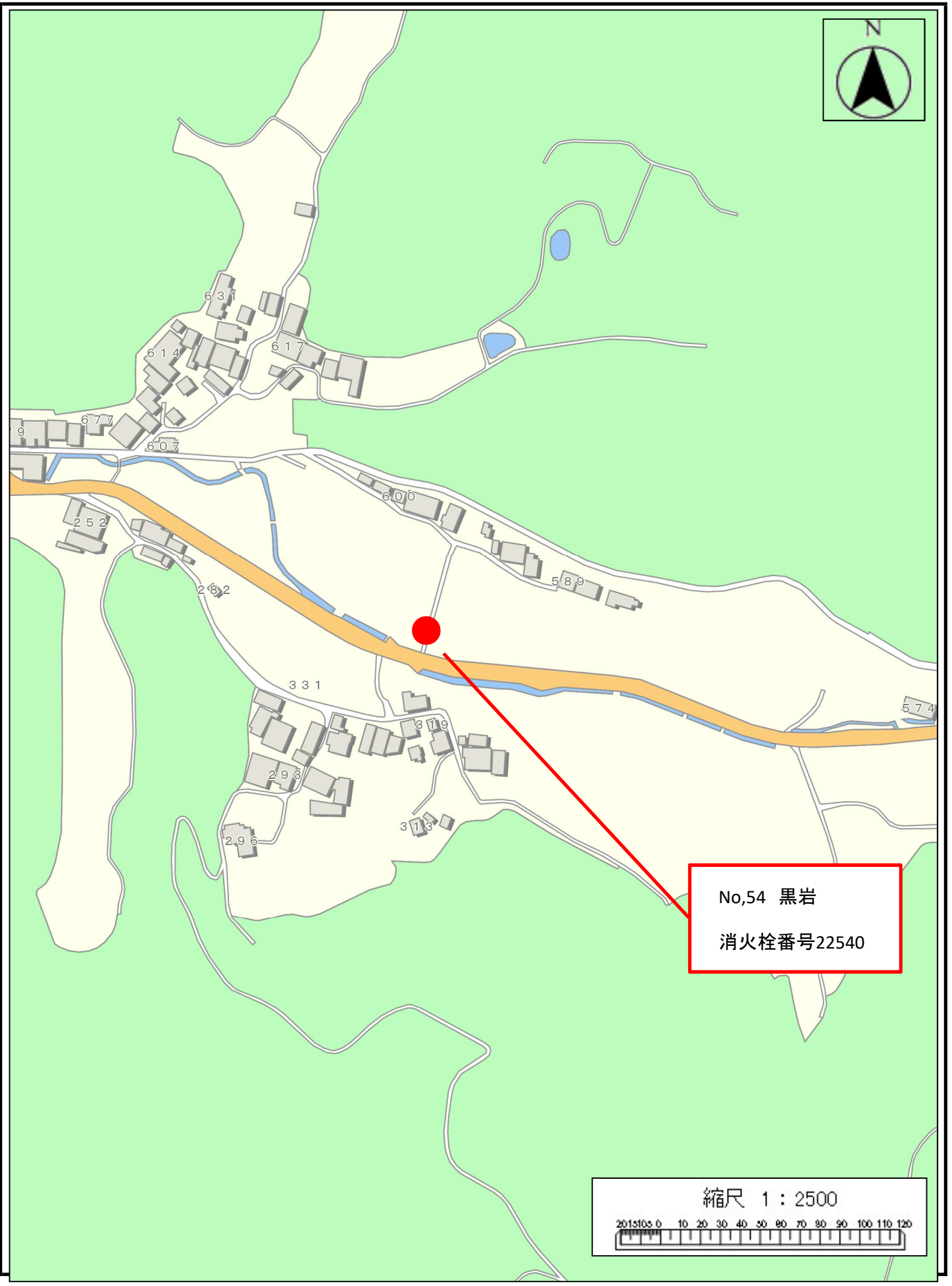
No,53 境原

消火栓番号21542

縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120





No,54 黒岩  
消火栓番号22540





明王寺

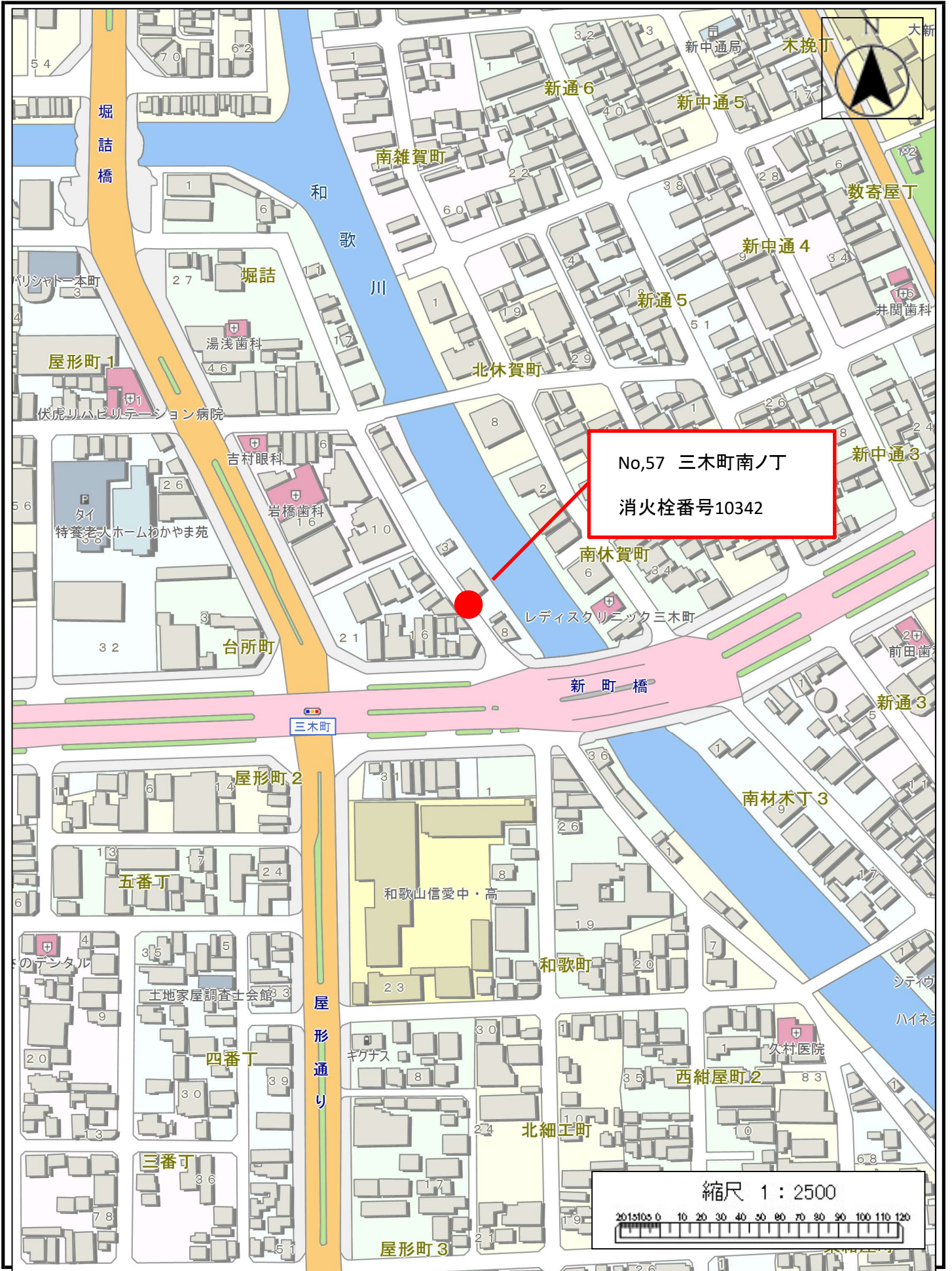
No,55 明王寺  
消火栓番号22517





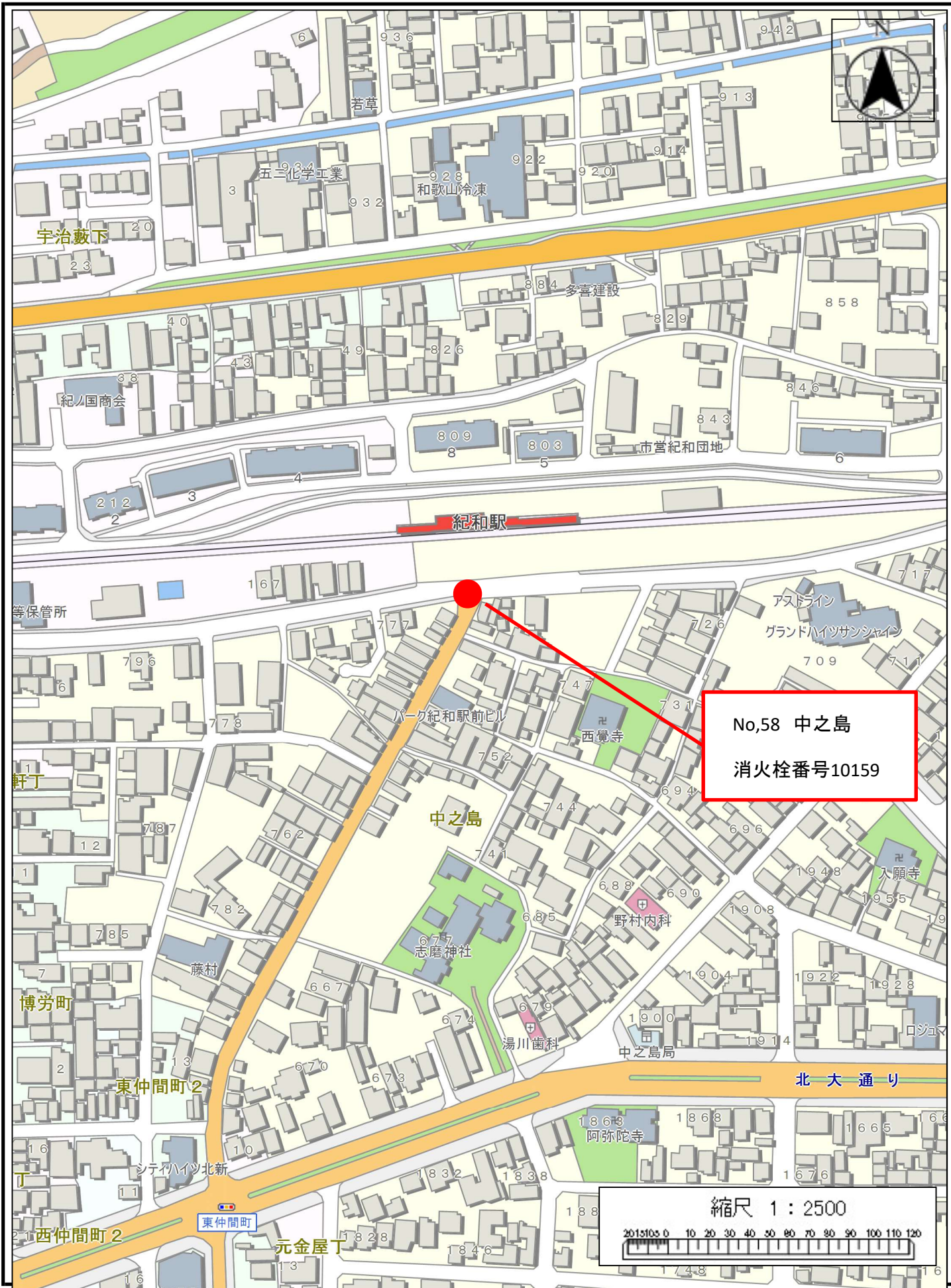
No,56 平尾  
消火栓番号21801





No.57 三木町南ノ丁  
消火栓番号10342





No.58 中之島  
消火栓番号10159





No.59 中之島  
消火栓番号10171





No,60 本町9丁目  
消火栓番号13054





No.61 網屋町  
消火栓番号10068

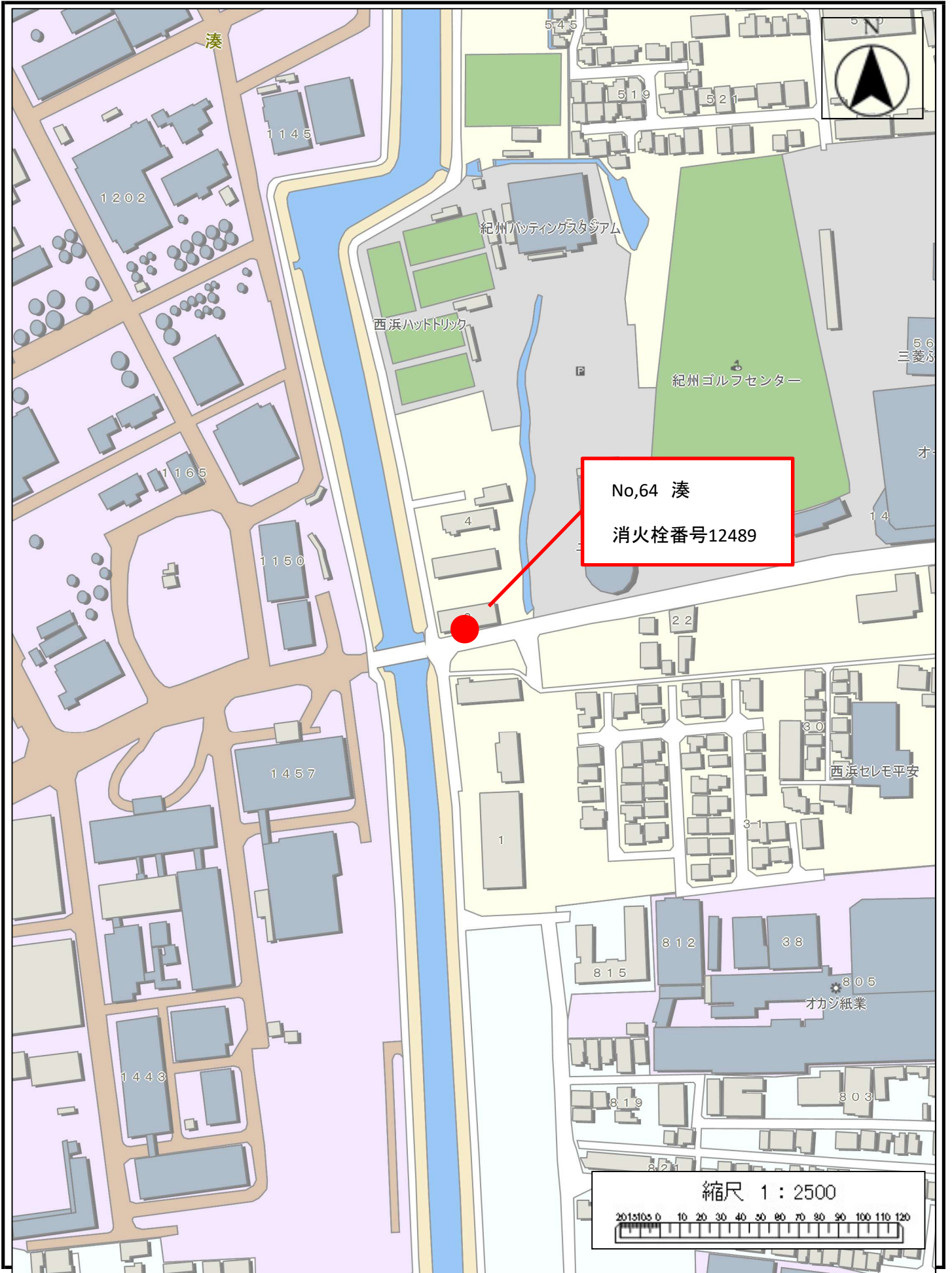






No.63 堀止東1丁目  
消火栓番号10456





湊



紀州ハッティンググラウンド

西浜ハットリック

紀州ゴルフセンター

三菱

オ

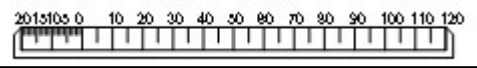
No,64 湊

消火栓番号12489

西浜セレモ平安

オカジ紙業

縮尺 1 : 2500





No,65 黒田  
消火栓番号12705





No.66 北休賀町  
消火栓番号10385





井辺

No,67 井辺  
消火栓番号21588

紀陽建設機械

寺内





No.68 屋形町4丁目  
消火栓番号10815







特養老人ホームすこやか  
584

585

556

和田

No,70 和田

消火栓番号42065

ローソン

544

545

567

560

559

522

63

521

510

506

504

492

494

507

200

1838

132

126

115

丸昌

313

206

143

137

63

吉田編織

312

214

140

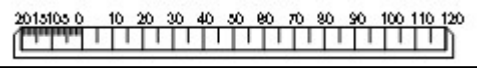
61

147

307

302

縮尺 1 : 2500



創和建设



西岡設備工業

田編織

朝日北公民館

森田家具

今城町バス

No.71 朝日

消火栓番号42403

縮尺 1 : 2500

20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120



No,72 境原  
消火栓番号22123

縮尺 1 : 2500

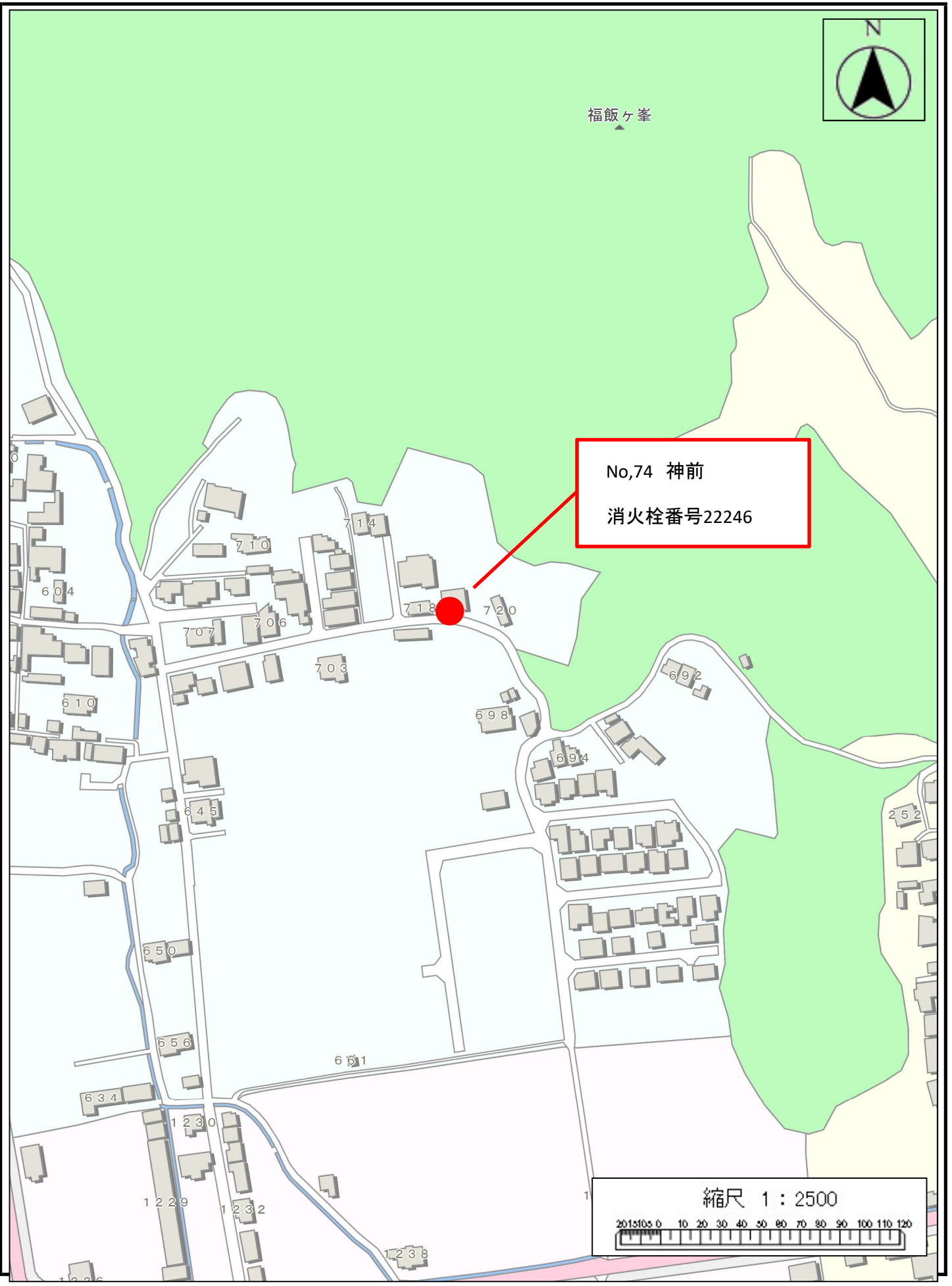
20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120





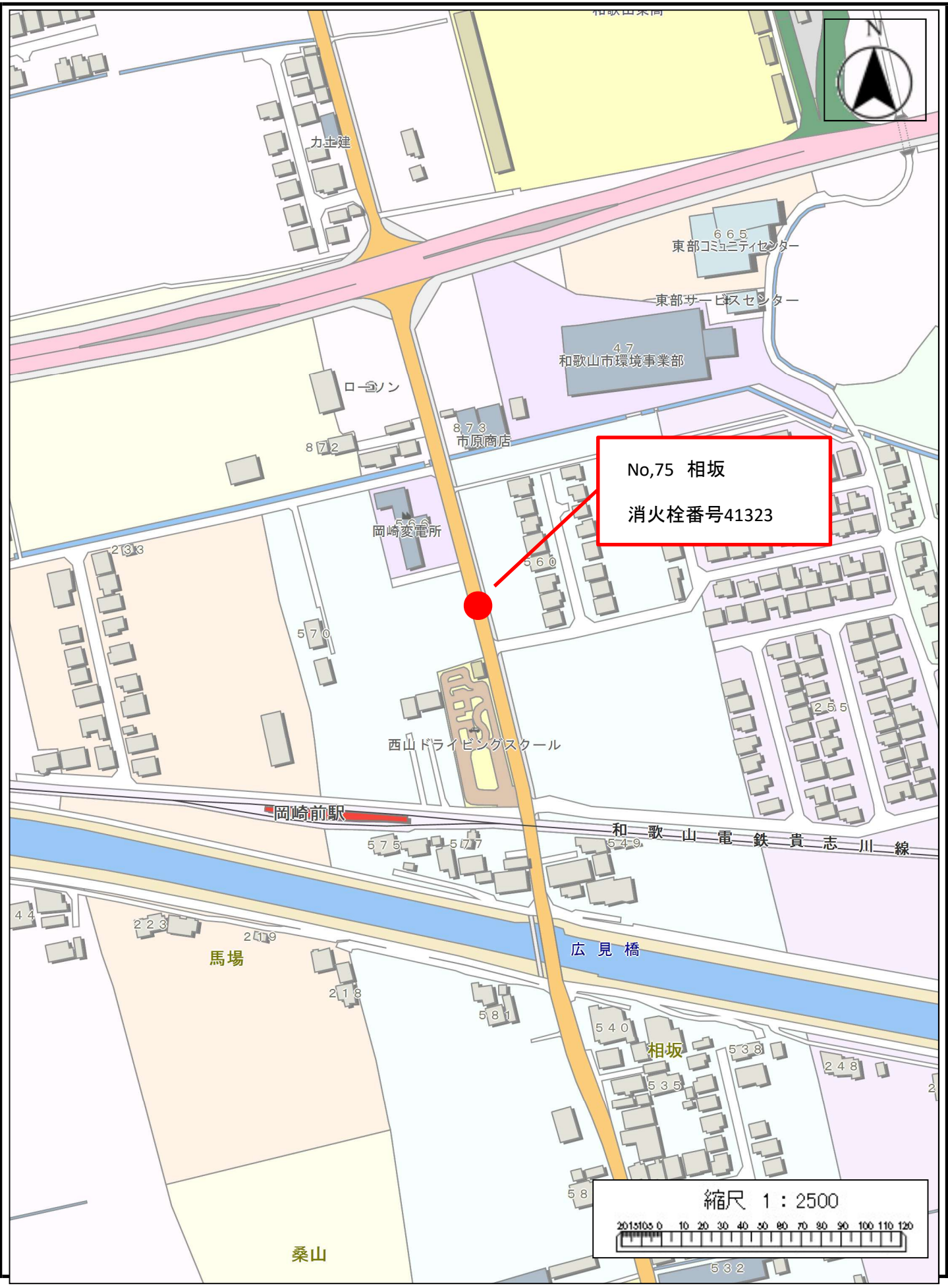
福飯ヶ峯

No,74 神前  
消火栓番号22246





No,75 相坂  
消火栓番号41323





大橋

No,76 宇治藪下  
消火栓番号10131

26

24

嘉家作

嘉家作丁

紀ノ国商会

和歌山市自転車等保管所

安楽寺

第2藤村

北新1

七軒丁

元寺町五

法林寺

鍋屋町

本町9

宇治藪下

北ノ町

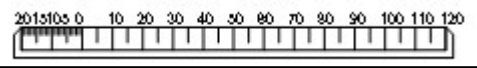
元寺町5

ワールドミール本町

高野寺

メゾン元寺

縮尺 1 : 2500







グラウンド

せせらぎ公園

北村製作所

パチンコリバーサイドビーンズ

No,78 有本

消火栓番号22750

有本セビモ平安

橋本シヤリング

紀之川中

タツミ倉庫

新中村化学工業

大谷鉄工所

地藏の辻

縮尺 1 : 2500

20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

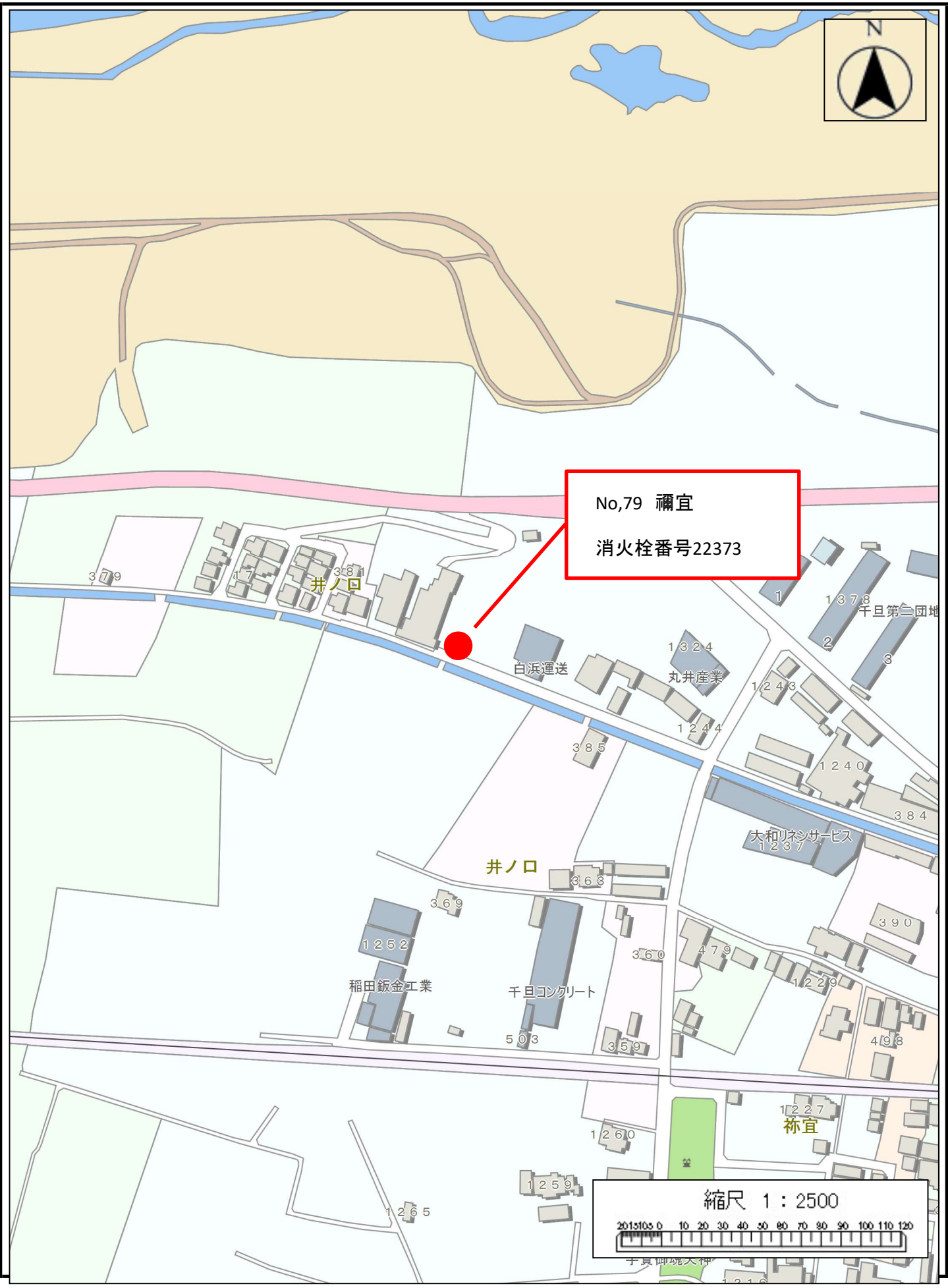
生協中之島

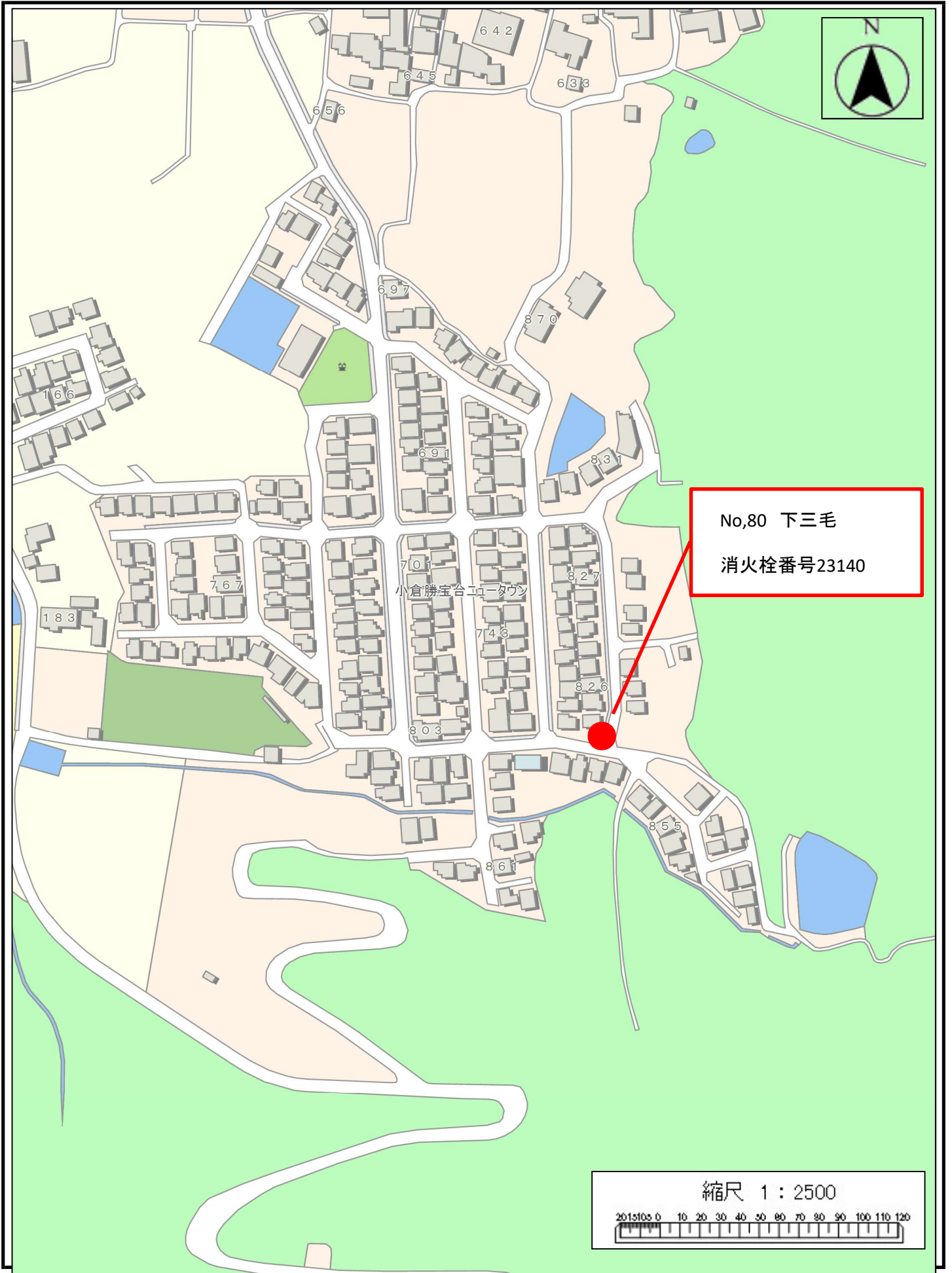
ENEOS





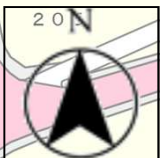
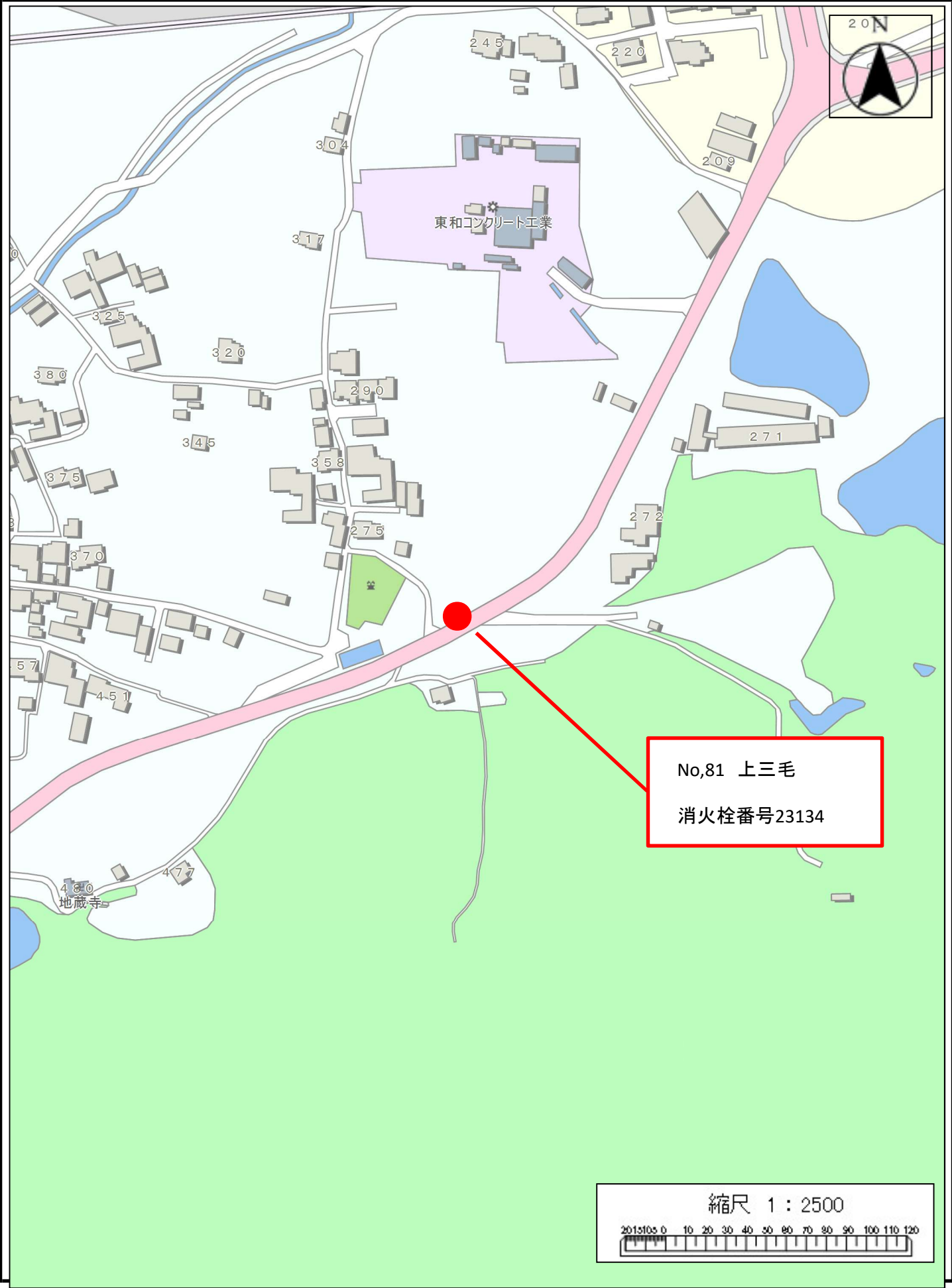
No.79 禰宜  
消火栓番号22373





No,80 下三毛  
消火栓番号23140

縮尺 1 : 2500  
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

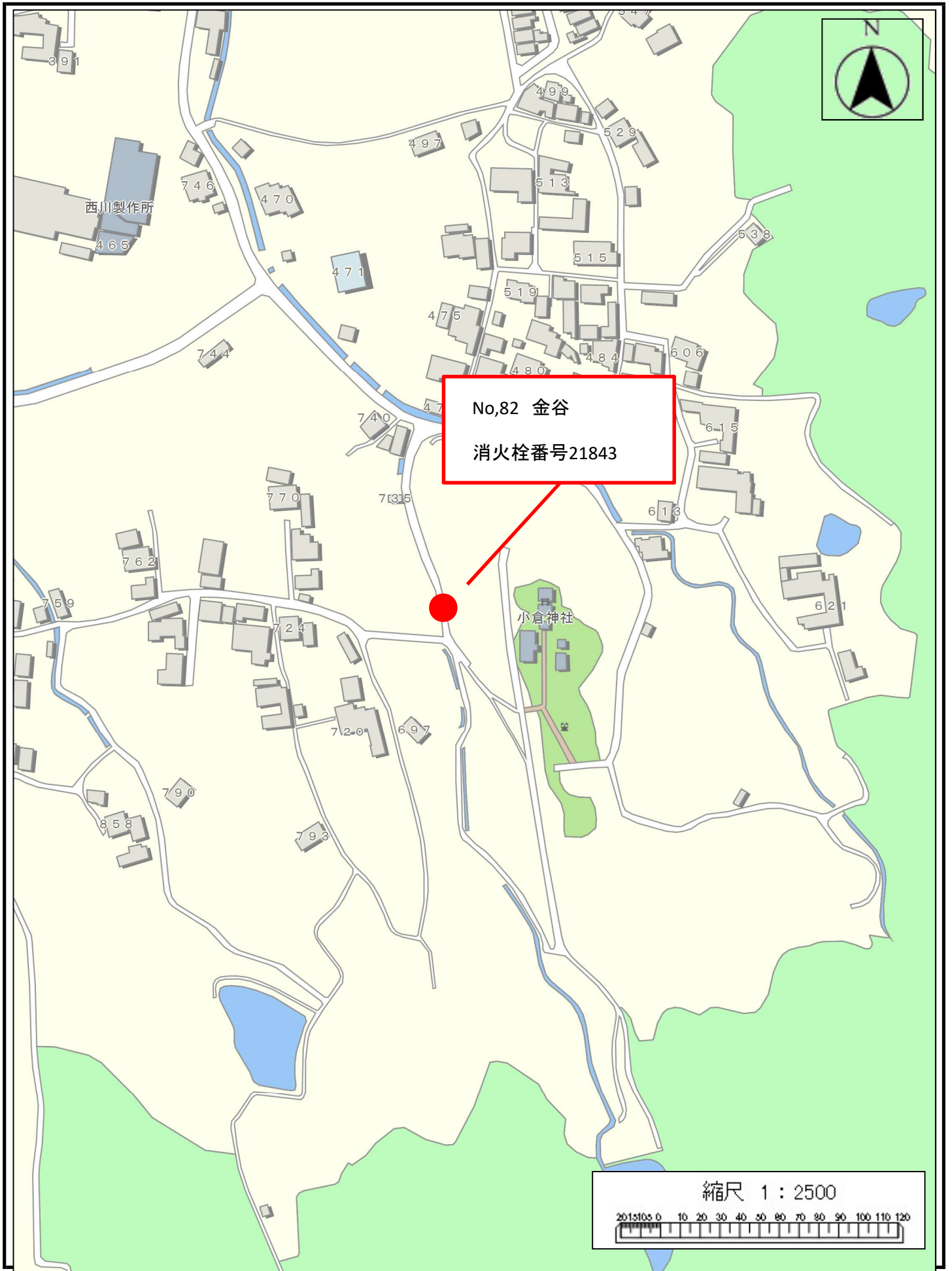


東和コンクリート工業

No,81 上三毛  
消火栓番号23134



地藏寺



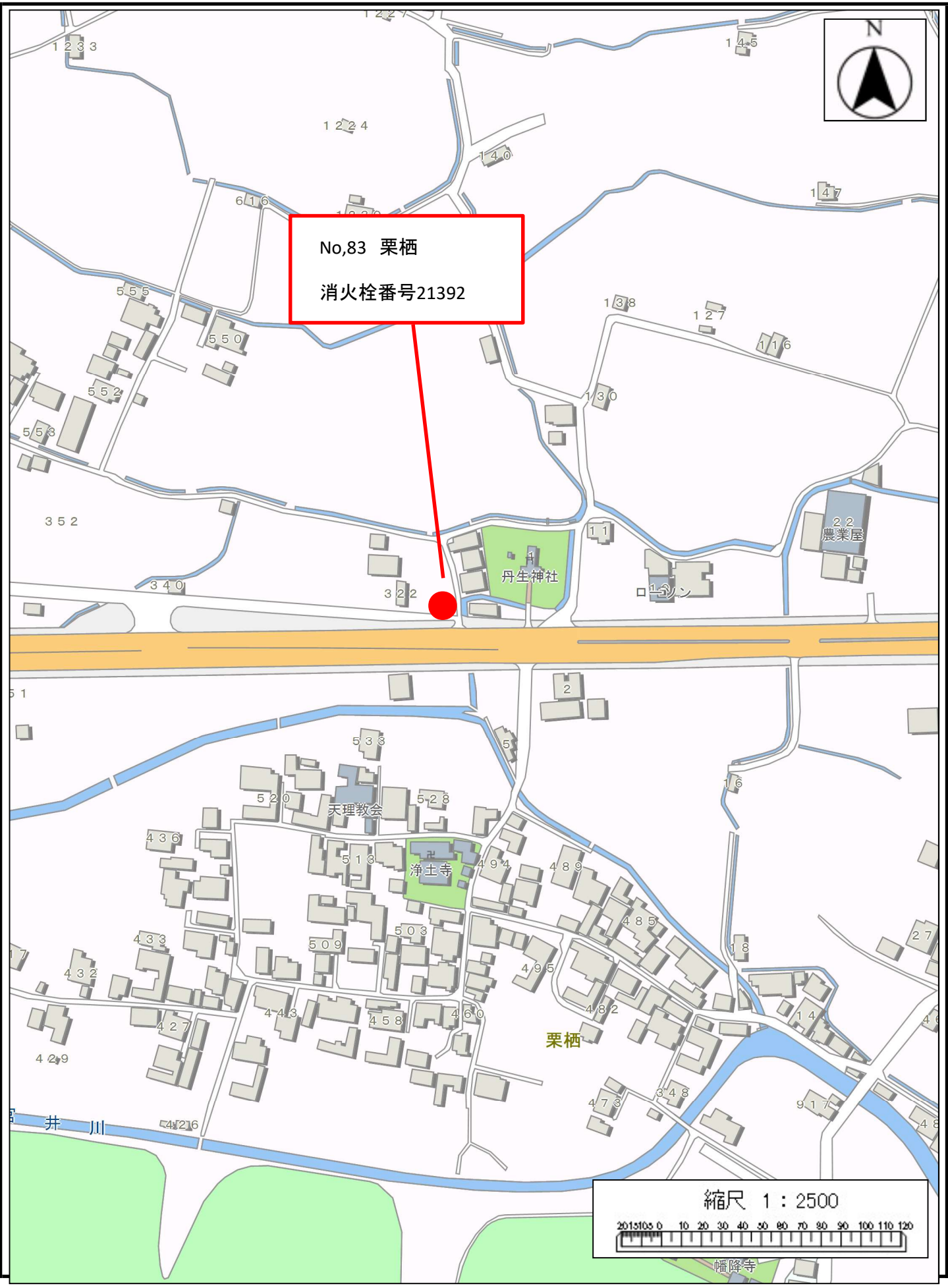
No,82 金谷  
消火栓番号21843



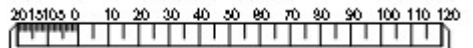


No.83 栗栖

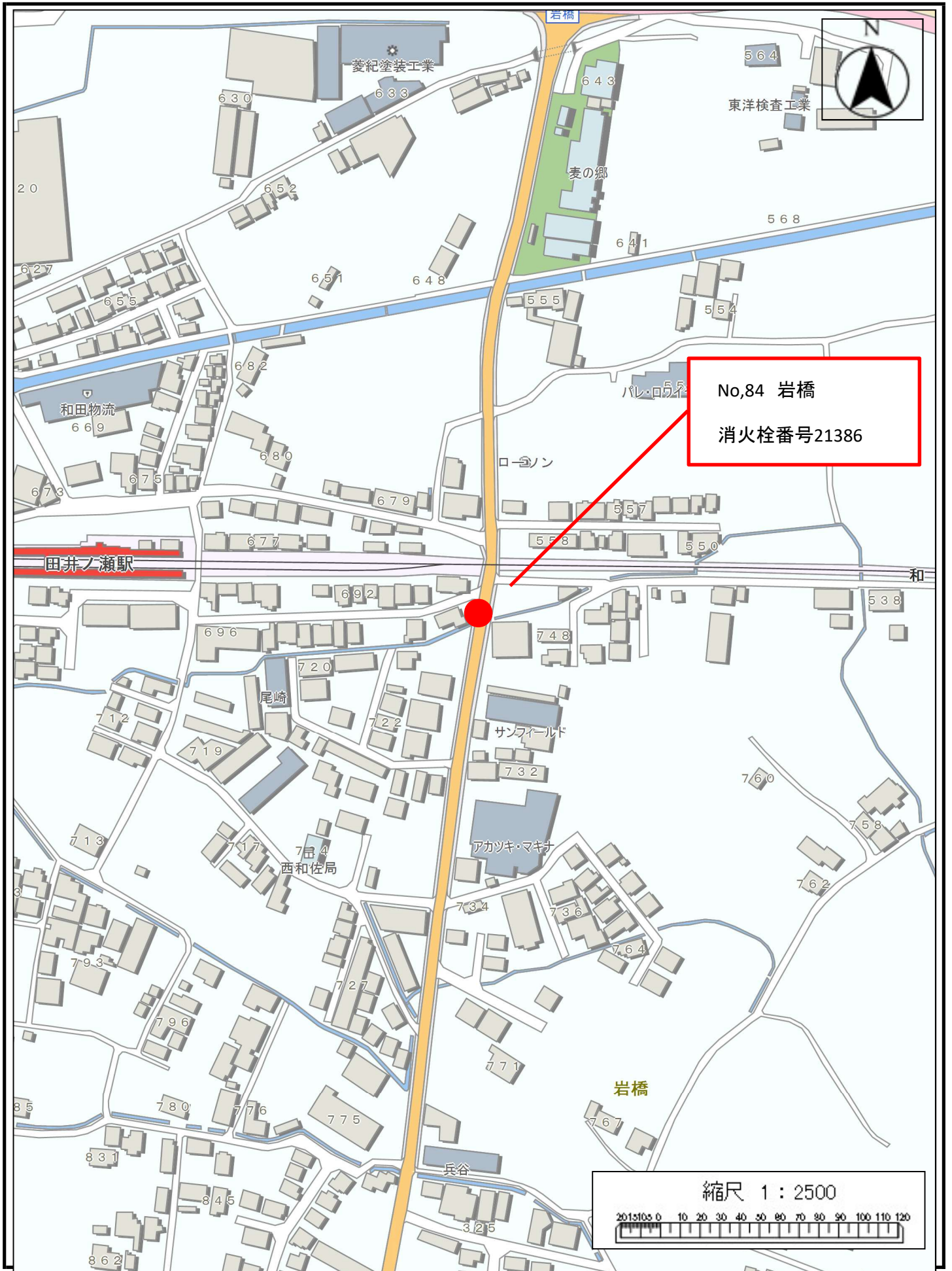
消火栓番号21392



縮尺 1 : 2500

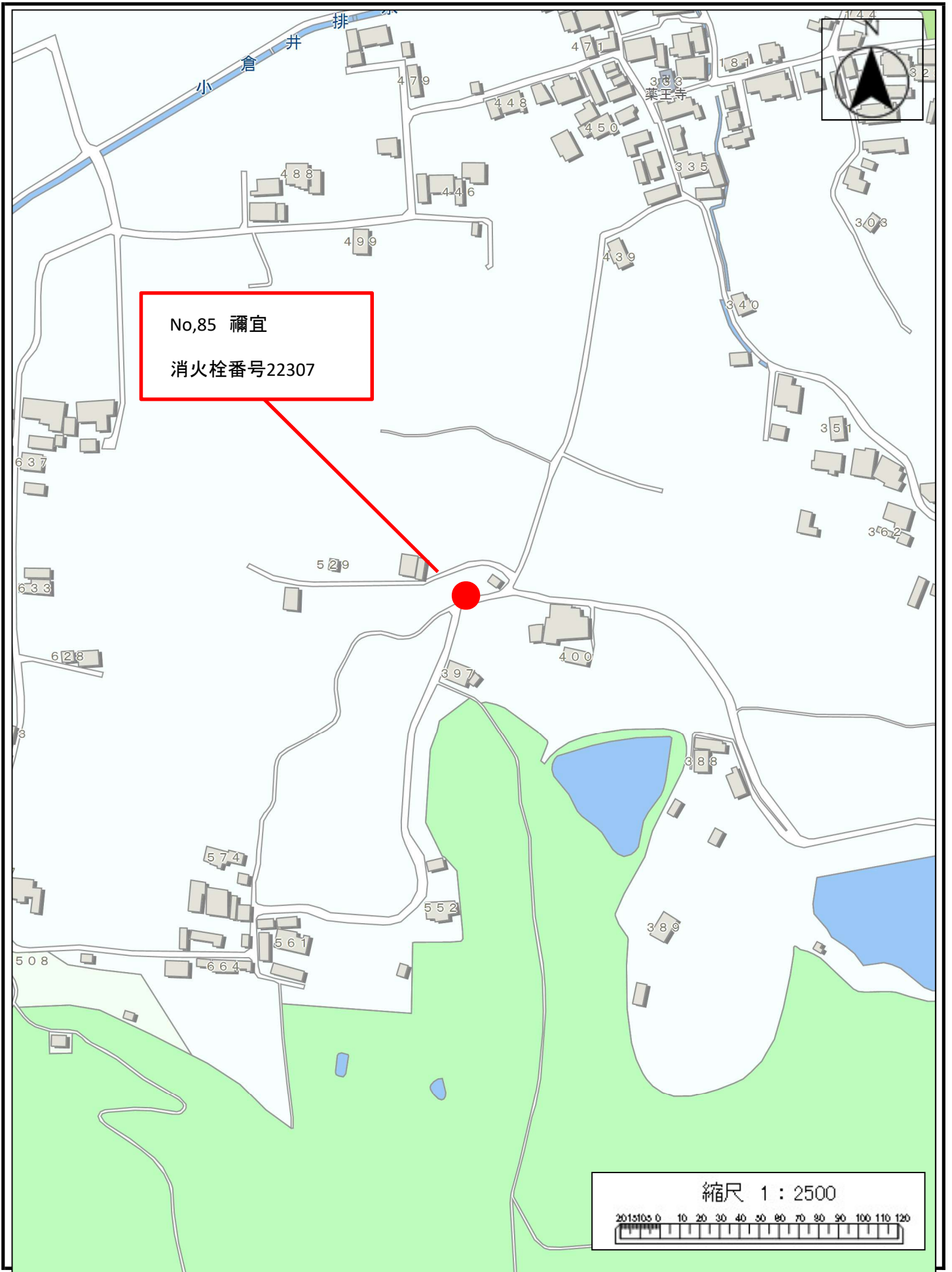


幡降寺



No,84 岩橋  
消火栓番号21386





設計 審査	課長	副課長	班長	審査	主務者	設計				

流量測定調査等業務委託 委託業務設計書

和歌山市内一円


和歌山市 水道工務部

# 業 務 費 総 括 表

(単位：円)

区 分	業 務 費	業 務 価 格	消 費 税 相 当 額

# 工事概要一覧表

事業種別	工事個所	水系・路河川名	橋梁名等

費 目	委託費	流量測定調査等業務委託
-----	-----	-------------

工 事 概 要	No	当 初	変 更
	1	流量測定調査 17 箇所 (1箇所当たり 5日分データ)	
	2	水圧測定調査 85 箇所 (1箇所当たり 3日分データ)	
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

# 設計総括表

		業務名	流量測定調査等業務委託			当 初	業 種	水道工務部	
							項 目	委託費	
項目・工種・種別			単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接調査費			式	1					
直接人件費			式	1					
直接経費			式	1					
報告書作成費			式	1					
直接調査費			式	1					
共通仮設費			式	1					
共通仮設費			式	1					
純工事費			式	1					
現場管理費			式	1					
調査原価			式	1					
一般管理費等			式	1					
委託価格 千円未満切捨て			式	1					
消費税相当額			式	1					



# 設計内訳書

業務名	流量測定調査等業務委託				当 初	業 種			
項目・工種・種別		単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接調査費		式	1						
直接人件費		式	1						
流量測定調査		箇所	17					単-1号	
水圧測定調査		箇所	85					単-2号	
打合せ及び協議資料作成		業務	1					単-3号	
直接経費		式	1						
機材損料費		式	1						
流量測定調査		箇所	17					単-4号	
水圧測定調査		箇所	85					単-5号	
運搬費		式	1						
流量測定調査		箇所	17					単-6号	
水圧測定調査		箇所	85					単-7号	
消耗品費		式	1						

# 設計内訳書

業務名	流量測定調査等業務委託				当 初	業 種			
						項 目			
項目・工種・種別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要		
流量測定調査 (人件費+運搬費+機械損料) × 0.03	式	1							
水圧測定調査 (人件費+運搬費+機械損料) × 0.02	式	1							
報告書作成費	式	1							
報告書作成費 (直接人件費+直接経費) × 報告書作成金額比率	式	1							
直接調査費	式								
共通仮設費	式	1							
共通仮設費 直接調査費 × (算出共通仮設率+補正值率)	式	1							
純調査費	式	1							
現場管理費 純調査費 × (算出現場管理费率+補正值率)	式	1							
調査原価	式	1							
一般管理費 調査原価 × 一般管理調査費等率	式	1							
委託価格 千円未満切捨て	式	1							
消費税相当額	式	1							



単-1号

# 1次単価表

名称	規格	単位	箇所	数量	4	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
流量測定調査	流量測定調査						
		人					
調査技師							
		人					
調査士							
計							
単価							円/箇所

# 1次単価表

名称	規格						
水圧測定調査	水圧測定調査	単位	箇所	数量	9	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
調査士		人					
調査士補		人					
計							
単価						円/箇所	

# 1次単価表

名称	規格	単位	業務	数量	1	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
打合せ及び協議資料作成	打合せ及び協議資料作成						
調査主任技師		人				業務着手打合せ 中間打合せ 成果物打合せ	
調査技師		人				業務着手打合せ 成果物打合せ 関係機関打合せ及び 資料作成	
調査士		人				中間打合せ 関係機関打合せ及び 資料作成	
計						1業務	
業務着手打合せ	=1回						
中間打合せ	=1回						
成果物打合せ	=1回						
関係機関協議資料作成	=2回						
関係機関打合せ協議	=2回						

# 1次単価表

名称	規格	単位	箇所	数量	1	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
機械損料	流量測定調査						
		単位	箇所	数量	1	単価	
ポータブル型 超音波流量計		台	1			流量測定調査	
調査車両		台	1			流量測定調査	
計							
単価						1箇所当たり	

# 1次単価表

名称	規格	単位	箇所	数量	1	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
機械損料	水圧測定調査						
		単位	箇所	数量	1	単価	
データロガ		台	1			水圧測定調査	
調査車両		台	1			水圧測定調査	
計							
単価						1箇所当たり	

# 1次単価表

名称	規格	単位	箇所	数量	4	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
運搬費	流量測定調査						
流量測定調査		日				4箇所/日	
計							
単価						1箇所当たり	

# 1次単価表

名称	規格	単位	箇所	数量	9	単価	
名称	規格/条件	単位	数量	価格	金額	概要	
運搬費	水圧測定調査						
流量測定調査		日				9箇所/日	
計							
単価						1箇所当たり	

## 流量測定調査等業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、流量測定調査等業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は流量測定調査等業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約日翌日から令和9年3月15日までとする。

（委託金）

第3条 委託金の額は、円（うち消費税及び地方消費税 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（委託業務内容の変更等）

第7条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、第2条の契約の期間又は第3条の委託金の額を変更する必要があるとき、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第8条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害のために必要が生じた経費については、甲が

負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(契約期間の延長)

第9条 乙は、その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(履行遅滞に係る延滞賠償金等)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、処理すべき委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
- 4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第7条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警

察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事

由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除請求権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除を請求することができる。

(1) 第7条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第7条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、第11条の規定による確認の日から1年間、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して成果品の修補により履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の成果品の修補に替え、損害補償を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務の履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはいけない。

2 乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、業務委託の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの順守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

（管轄裁判所）

第23条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

（補則）

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地  
氏名 和歌山市  
和歌山市公営企業管理者  
瀬崎 典男

乙 住所  
氏名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

# 質問・回答について

1 委 託 名 称 流量測定調査等業務委託

2 委 託 番 号 26

3 担 当 課 維持管理課

## 4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年4月24日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。